③茨木市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

通番	項目	意見の概要
1	1 基本理念	子どもの保育を受ける権利を明確に規定してください。
2	2 基準の向上	子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してください。
3	2 基準の向上	国の基準はあくまで最低基準なので、国の基準に準じるのではなく、茨木 市は全自治体のトップを目指し、育児しやすいしくみをつくってください。
4	2 基準の向上	国の基準は最低基準です。国基準どおりではなく茨木独自のよりよい条例化を望みます。
5	2 基準の向上	小学生が放課後を豊かに過ごせる基準にしてください。
6	2 基準の向上	きちんと次代を担う子どもたちに責任を持って、質を下げないようにしてくだ さい。
7	2 基準の向上	学童保育は、子どもが集団で育つ場です。学童の時間を安全にすごせる 条例をつくってください。
8	2 基準の向上	しっかりとした制度化の下、子どもたちの命と安全が守られ、成長発達がなされるようにしてください。
9	2 基準の向上	国の基準に沿うだけでなく、茨木市として包括的な方針を打ち出し、よりよい基準をつくってください。
10	2 基準の向上	「2 基準の向上」、「3 放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上」の項目より、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させてください。市町村は、最低基準を常に向上させるように努めてください。
11	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	公立小学校にある学童保育にも民間の学童保育にも関係する条例ではありますが、市が運営する学童保育室は、可能なかぎり今の水準のままで運営してください。
12	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	学童は今のままでの運営を望みます。
13	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	現状の基準、運営内容を下回ることなく運営してください。
14	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	茨木市の学童保育行政を改善し、充実させてください。まして後退させることがあってはなりません。
15	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	現状の基準を守ってください。

通番	項目	意見の概要
16	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	共働き家庭が安心して働けるようなシステムを維持してください。
17	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	茨木市における学童保育の歴史と伝統、実績等を引き継ぎ、これまでの取り組みと水準を維持、向上させてください。
18	3 放課後児童健全育 成事業における設備及 び運営の向上	現状の環境を下回らないような制度にしてください。
19	4 一般原則	厚生労働省令第63号の「放課後児童健全育成事業の一般原則」を条例でも明確に規定してください。
20	4 一般原則	子どもの保育を受ける権利を明確に規定してください。
21	4 一般原則	市民への説明責任を果たす観点から、条例化の意義、目的をわかりやすく丁寧に説明してください。
22	4 一般原則	新制度で何がどのように変わるのか、丹念に説明してください。
23	4 一般原則	制度に関する周知、広報を徹底してください。
24	4 一般原則	制度の変更については、子どもや保護者が混乱しないよう、事前に十分な準備と説明をしてください。
25	4 一般原則	子どもたちが安全に過ごせる場をつくってください。
26	4 一般原則	安心して働きに出られるよう、保育体制を整えてください。
27	4 一般原則	保護者や施設関係者など、関わる者全てにわかりやすい説明と十分な議 論の場をつくってください。
28	4 一般原則	学童保育は児童福祉です。子ども1人1人の支援を積極的に行う規定を盛り込んでください。
29	5 非常災害対策	防犯・防災について責任を明記してください。
30	7 職員の知識及び技能の向上等	指導員の研修による人材育成をしてください。
31	7 職員の知識及び技 能の向上等	これから増加傾向にある発達障害等の子どもたちに対応できる知識をつけるため、指導員の研修を勤務時間内に実施してください。

通番	項目	意見の概要
32	8 設備の基準	生活の場にふさわしい施設・設備を設けることを規定してください。
33	8 設備の基準	「生活の場」「あそびの場」「静養の場」「設備・備品」の項目に分けて基準設定を行ってください。
34	8 設備の基準	専用区画の面積は1.65㎡以上とし、生活の場として確保してください。
35	8 設備の基準	継続的かつ専用の施設にしてください。
36	8 設備の基準	「ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」の文言はあいまいな表現であり、基準として明確ではないので削除してください。
37	8 設備の基準	学童保育室は、通っている小学校の校舎内か、せめて敷地内に置いてください。
38	8 設備の基準	中条学童保育室は平成22年度以降、定員の大幅な超過が常態化しています。基準案を設置し、学童保育の質の向上を図ることは非常にありがたいですが、それ以前の問題として、定員の増加と最低限の受け入れ態勢の整備をお願いします。量的拡充が実行されて初めて、質的拡充の段階に移行できるものと考えます。
39	8 設備の基準	福井学童保育室と西学童保育室は、保育室内もしくは近くにトイレがありません。トイレの新設は難しいかと思いますが、学童保育室を小学校の空き教室に移設することでトイレの問題を解消することはできないでしょうか。
40	8 設備の基準	プレハブの保育室は、職員室からも遠く、不審者等の対応では苦慮されていると聞いています。また、人数がふえると、ロッカー等が不足し、児童の利用に支障が出ると心配しております。小学校内に移設することで問題が解消できるかと思いますが、ご検討いただけないでしょうか。
41	8 設備の基準	パーテーションで区切るような学童にしないでください。
42	8 設備の基準	つめ込んで待機児0にすればいいのではなく、子どもが遊べる十分なスペースをつくってください。
43	8 設備の基準	「おおむね」等のあいまいな表現はやめてください。
44	9 職員	「類似する事業に従事した者」の表記は、指導員の水準をあいまいにし低 下させるおそれがあるので削除してください。
45	9 職員	児童の適正な集団規模は、児童の情緒面への配慮や安全性確保を最優 先すべきであり、規定はおおむね40人までとし、40人を超える場合の例外 は設けないでください。

通番	項目	意見の概要
46	9 職員	「おおむね」は適用せず「40人以下」としてください。
47	9 職員	指導員は、現状どおり1教室につき任期付指導員を2人配置し、本市学童 保育指導員として2年以上任期付職員と同程度の勤務に従事した者として ください。
48	9 職員	有資格者は2名以上配置としてください。
49	9 職員	「ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」の文言は削除してください。
50	9 職員	保育士、教員、社会福祉士の資格を持つ指導員を、1教室に3人は配置してください。
51	9 職員	支援単位については、子どもが安全かつ健全に生活できる単位にしてください。
52	9 職員	子どもの安全に配慮し、健やかな生活に支障を及ぼさない指導員数にしてください。
53	9 職員	定員の基準を定めたことにより、入室希望者を切り捨てることはしないでください。これまでどおり希望者全員を受け入れた上で基準に適合するよう環境を改善してください。
54	9 職員	設置単位につき2人という国の基準は、おおむね40人程度の規模を想定して定められているもので、100人近い児童が在籍している学童保育室は設置単位2又は3か所と考えるべきです。
55	9 職員	早急に40人以上の児童のいるところは分割してください。
56	9 職員	「支援員」という表現では保育の保障が守られるか不安です。きちんと資格 を持った指導員を配置してください。
57	9 職員	厚生労働省令第63号の第10条3-9の制定は、明らかに学童の質を下げることにつながるので、茨木市の条例からは省いてください。
58	9 職員	小学校低学年の子どもは、まだ1人で過ごすことに慣れておらず、生活に必要な知識も経験もほとんど持っていません。国として、未来の健全な人材を育てていくという意味でも学童保育の場はとても大切です。指導員1人当たり10人を最大として無理のない配置をしてください。
59	9 職員	一支援単位について、経過措置を行う期間(期日)を定めてください。
60	17 開所時間及び日数	開所する日数は、1年につき250日以上ではなく、働く保護者の労働実態に合わせ、291日以上としてください。

通番	項目	意見の概要
61	17 開所時間及び日数	学校の休業日:1日につき8時間、学校の休業日以外:1日につき3時間では不足しています。保護者の労働時間、休憩時間、通勤時間を合計すると、11時間以上の開所時間としてください。
62	18 保護者との連絡	保護者会活動を積極的に支援する規定を盛り込んでください。
63	18 保護者との連絡	保護者支援の観点から、保護者とは情報提供だけでなく、積極的に支援 する規定を盛り込んでください。
64	19 関係機関との連携	学校との連携が十分ではないので、定期的に指導員、学校、保護者が意 見交換したり要望を出したりする機会を設けてください。
65	19 関係機関との連携	学童の登下校時における見守りや災害時の対応強化のため、地域や学校 との連携を図ってください。
66	20 事故発生時の対応	事故発生時の医療機関との適切な連携を規定してください。
67	21 職員の経過措置	経過措置については期限と具体案を明記してください。